

最新の新型コロナウイルス感染症対策措置に関して、当館が当局に確認した詳細を追記し、再度ご案内します。

(1) 国内の対策措置（適用期間：8月19日から新たな発表があるまで）

- ・深夜0時から翌朝5時の間の外出禁止。
- ・新型コロナワクチンの接種を完了した者について、衛生プロトコールを遵守した上で、屋外での親族の集まりを含む公私のイベント・集会に参加することを許可する。
- ・屋内での親族の集まりを含む公私のイベント・集会は、引き続き禁止。
- ・レストラン・カフェは午後10時以降、椅子を撤去し、店内での飲食を禁止する（持ち帰りのみでの営業）。

（注：当館が内務省に確認したところ、県をまたぐ移動の禁止は、既に適用されないこととなっています。大チュニス圏内を含め、現在、国内の移動禁止措置はありません。）

(2) チュニジア入国時の措置（適用期間：8月25日から新たな発表があるまで）

- ・全ての入国者に対して、チェックイン前72時間以内に受検したRT-PCRテストの陰性証明書の提示及び入国日を含む10日間の強制隔離を義務づけ。
- ・ワクチン接種を完了した入国者は強制隔離を免除される。

（注1：12歳未満の子供は、RT-PCR陰性証明書の提示義務から除外されるため、提出の必要はありません。）

（注2：QRコード付きRT-PCR陰性証明書について、当局は、QRコード付きのもの、次に、公的機関発行のものが好ましいが、民間の医療機関が政府から何らかの許可を受けて設立運営されている場合、同民間医療機関が発行した証明書も有効と説明しています。）

（注3：ワクチンの接種を完了していない場合の強制隔離は、当局指定のホテルで行うこととなります。該当する場合は、強制隔離での利用が可能か、事前に必ずホテルにお問い合わせください。）

（注4：日本政府が発行するワクチン接種証明のチュニジア入国時の有効性に関して、現在当館から当局に確認中です。正式な回答が得られた時点で再度、ご案内します。他方で、RT-PCR陰性証明書と同様、ワクチン接種証明書についても、これまでも当局は、QRコード付きのもの、次に、公的機関発行のものが好ましいが、民間の医療機関が政府から何らかの許可を受けて設立運営されている場合、同民間医療機関が発行した証明書も有効と説明しており、右に該当する証明書であれば、実際の運用上は有効です。）

(3) 大チュニス圏内の措置変更

- ・夜間外出禁止時間、集会、飲食店に関する措置は、(1)と同様。
- ・中止となっていた定期市及び金曜礼拝が再開。

チュニジア国内の感染者数・死者数は高止まりしています。マスクの着用や上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載

していますので、参考にしていただくと共に、万が一感染が判明した際は当館にご一報いただくようお願い致します。感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和3年8月20日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417